

全日本私立幼稚園連合会

学校法人化しない理由について（アンケート）の結果

加盟園数／470園（東京都・別紙参照）

回収枚数／277園（個人116園、宗法161園）

回収率／58.9%（締切／平成18年9月11日）

【複数回答】

1. 後継者の不在

身内または周辺に、幼稚園の経営を引き継ぐ後継者がいない

4.7%（35園）

2. 相続関係

学法化に伴う寄付行為の問題で複数の相続人の財産分与の調整がつかず、相続人からの強い反対がある

1.3%（10園）

3. 所有財産の権利関係

園地が借地のため所有者からの同意が得られない。または、抵当権などにより権利が制限されている

6.6%（57園）

4. 財産放棄への不安

園地などの財産を寄付することにより、家族の将来の生計上の不安がある

7.4%（49園）

5. 教育理念の継承

法人化後は理事交代などの可能性があり、創立の教育理念の継続・維持の保証がない

14.0%（101園）

6. 保育制度の継続

保育制度・教育制度の改変などにより、現行幼稚園制度の継続についての将来的な不安がある。（例えば、認定こども園・幼児教育無償化・児童福祉法の改正等）

13.6%（102園）

7. 関係者との調整

責任役員や信者の賛成が得られない

9.2%（66園）

8. 補助制度の将来的不安

現行補助制度およびその水準の将来にわたる継続の保証がない

9.7%（72園）

9. 少子化の影響

少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が恒久的に確保できるか疑問に思う

17.3%（130園）

10. 設置基準への不適合

設置基準に満たない施設である（園地・園舎・運動場）

7.3%（55園）

1 1. 「認定こども園」関連

認定こども園になろうと思っている

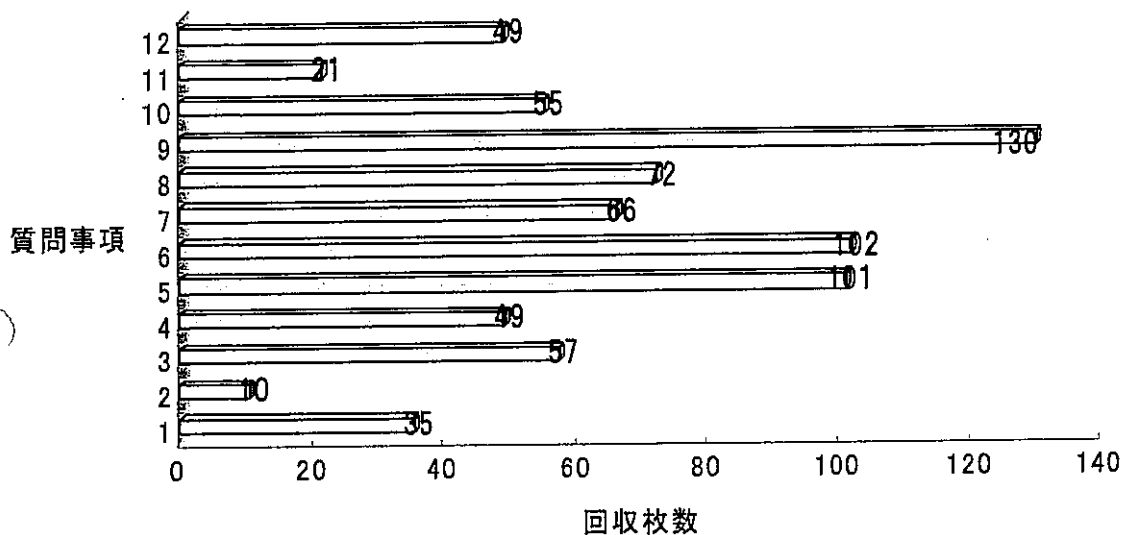
2. 8% (21園)

1 2. その他

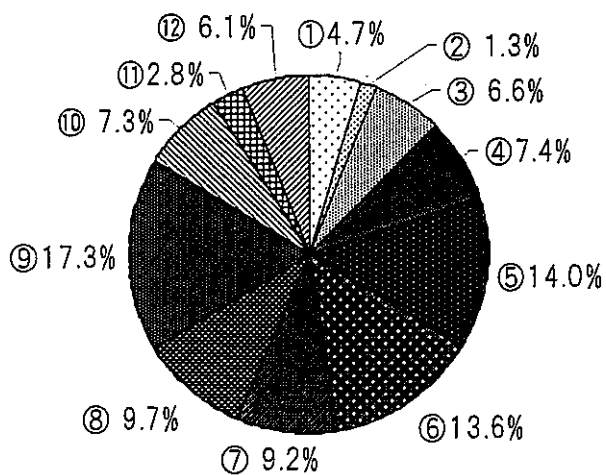
6. 1% (49園)

回収結果(グラフ)

単位：枚数



回収結果(グラフ②)



個人立幼稚園

1. 後継者の不在
身内または周辺に、幼稚園の経営を引き継ぐ後継者がいない
6. 5% (23園)
2. 相続関係
学法化に伴う寄付行為の問題で複数の相続人の財産分与の調整がつかず、相続人からの強い反対がある
2. 3% (8園)
3. 所有財産の権利関係
園地が借地のため所有者からの同意が得られない。または、抵当権などにより権利が制限されている
11. 6% (41園)
4. 財産放棄への不安
園地などの財産を寄付することにより、家族の将来の生計上の不安がある
9. 7% (34園)
5. 教育理念の継承
法人化後は理事交代などの可能性があり、創立の教育理念の継続・維持の保証がない
10. 5% (37園)
6. 保育制度の継続
保育制度・教育制度の改変などにより、現行幼稚園制度の継続についての将来的な不安がある。(例えば認定こども園・幼児教育無償化・児童福祉法の改正等)
12. 8% (45園)
7. 関係者との調整
責任役員や信者の賛成が得られない
0. 9% (3園)
8. 補助制度の将来的不安
現行補助制度およびその水準の将来にわたる継続の保証がない
10. 8% (38園)
9. 少子化の影響
少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が恒久的に確保できるか疑問に思う
19. 6% (69園)
10. 設置基準への不適合
設置基準に満たない施設である(園地・園舎・運動場)
6. 8% (24園)
11. 「認定こども園」関連
認定こども園になろうと思っている
2. 8% (10園)
12. その他
5. 7% (20園)

宗教法人立幼稚園

1. 後継者の不在
身内または周辺に、幼稚園の経営を引き継ぐ後継者がいない
3. 0% (12園)
2. 相続関係
学法化に伴う寄付行為の問題で複数の相続人の財産分与の調整がつかず、相続人からの強い反対がある
0. 5% (2園)
3. 所有財産の権利関係
園地が借地のため所有者からの同意が得られない。または、抵当権などにより権利が制限されている
4. 1% (16園)
4. 財産放棄への不安
園地などの財産を寄付することにより、家族の将来の生計上の不安がある
3. 8% (15園)
5. 教育理念の継承
法人化後は理事交代などの可能性があり、創立の教育理念の継続・維持の保証がない
16. 2% (64園)
6. 保育制度の継続
保育制度・教育制度の改変などにより、現行幼稚園制度の継続についての将来的な不安がある。(例えば、認定こども園・幼児教育無償化・児童福祉法の改正等)
14. 4% (57園)
7. 関係者との調整
責任役員や信者の賛成が得られない
15. 9% (63園)
8. 補助制度の将来的不安
現行補助制度およびその水準の将来にわたる継続の保証がない
8. 6% (34園)
9. 少子化の影響
少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が恒久的に確保できるか疑問に思う
15. 4% (61園)
10. 設置基準への不適合
設置基準に満たない施設である(園地・園舎・運動場)
7. 8% (31園)
11. 「認定こども園」関連
認定こども園になろうと思っている
2. 8% (11園)
12. その他
7. 3% (29園)

■その他

○個人立幼稚園

- ・学法化したいが、寺の境内地を借地しており、全面借地での学法化を県当局が認めてもらえない
- ・前設置者・園長の意味を受け継いで
- ・「こども園」か、法人化か、現状か迷っている。
- ・小規模園のため学校法人化のメリットが考えられる
- ・現行の補助制度は学法と言えども永続性、安定性が保証されていない。補助制度が地方に移行するとなお不安である。
- ・法人予定園になっています
- ・宗教法人からの借地借家が認められればすぐにでも学法にしたい
- ・19年3月末で廃園します。理由は少子化の影響が最大です。
- ・検討中です
- ・平成20年度末をもって閉園予定です
- ・民間保育所との競合（福祉政策の充実）、資金不足
- ・経営上からは補助制度が魅力ですが、感性豊かな子どもたちに心を尽くした最上のものを与えたく、地域の方々からも支援を得ていますので補助制度の規制に束縛されず、思いきり行なっていきたいため
- ・法人化に向けて進行中です
- ・園地が借地（無償貸与）のままであれば、今すぐにでも法人化したい
- ・補助に頼り過ぎは経営意識低下につながる。補助金は保護者に直接補助を
- ・園地が市からの借地であること。小規模な園であること（全園児数が40名以下）
- ・学法化が必ずしも教育の質の向上、永続性につながっていない。規制緩和、行政改革の時代だからこそ柔軟な国の判断を求む
- ・包括団体（円覚寺）が認めてくれないため
- ・超少子化・超高齢地域で子どもの人口増が全く望めません。ここ数年、小学校入学児、町全体で30名以下、幼児教育施設数3（含自園）ですので、幼児教育施設（幼保）が1つあれば十分だと思います
- ・法人解散後（学法化した後）の虚置費の捻出
- ・駐車場所が無くご近所に迷惑をかけている（今一番の悩みで困惑している）

- ・学法化して法令の通りに運営を行なうとすると、思い通りにならない危険や窮屈さを感じる（経営権が他人に移るなど）
- ・お寺や教会でなく本当の荒地を求め創立した小さな園です。創立以来 50 余年設置者・園長に少しも利益はとらず、園長の月給（月々100,000）でやっております。本当にしんどいことですが幼児教育のため頑張っています。学法と同じ補助がいただけましたらと思う毎日です
- ・幼稚園は自宅の敷地を園地、園者として使用しているため、先祖代々の土地であり学法法人への寄付移行ができないので報告いたします
- ・マンションを併設しているため
- ・めまぐるしく変わる教育制度に、果たして今の子どもたちが社会をつくりあげる時代に不安を感じる
- ・このアンケート自体が学法化ありきの様な感じがします。どの様な運動展開をすれば、個人立、宗法立のままで永続的に運営できるかを議論しなくてはならないと思います。3つの設置者体があることで補完し合っていることを全ての私幼が自覚しないとけないと思います

○宗教法人立幼稚園

- ・2007年3月で廃園が決定
- ・宗教の下での幼児教育と必要性を学校法人の不必要性
- ・認定こども園云々はもっと議論しなければならないと思う。制度が先行しているのでは。ニーズがあるからだけでは「子どもの幸せ」にはつながらない。
- ・2007年4月1日より学法化します。すでに6月末に認可されました。今後ともよろしくお願いします。
- ・公的補助は設置者にではなく、直接園児保護者にすべきだ
- ・宗教立での存続が可能と考えている。さらに布教への推進を望んでいる。
- ・もっと早く学法化すべきであったが、保育制度の継続についての不安から対応が遅くなったまま現在に至っている。
- ・2年後閉園予定のため
- ・キリスト教会の祈りと願い（幼子の育みの日々にキリストの存在を若い父母へまたは幼子へ）の具現化としての幼稚園の働きであるため
- ・将来的には学法にする予定ですが、現時点では様々な障害があり、それをクリアしてから学法に移行したいと考えている

- ・平成 18 年度で閉園します
- ・今、学法人化に向けて進めています
- ・園舎の構造上の問題（使用状況）
- ・昨年度までは法人化を希望し、県に申請していたが認可されなかった。今後も法人化の申請を検討中である。
- ・宗教法人立を維持したい
- ・現状の規模での学校法人化が困難なため
- ・学法人にすぐにでも実施したいのですが、園児が少ないため現状では困難のようです（歴史ある幼稚園です）
- ・保育制度の事柄につき納得できる回答を得られればOKです
- ・静岡県内には、102条園が3カ園しか残っておらず、情報交換などが大変難しい現状ですので、是非、全日私幼連などで開催する研修会に参加希望ですのでご連絡よろしくをお願いします
- ・園地及び建物が宗教法人と共用のため
- ・財産放棄への不安は宗教法人としてその不安があるという意味である
- ・設立当初の理念、方針を大事にしている
- ・学法人化条件が厳しすぎる
- ・102条園の厳しい現状をしっかりと把握し、総力（102条園の集合体）を結集して政治へ働きかけ、何らかの法整備を行なってほしい（全日私幼連内での独自性確立）
- ・宣教活動として行なっている幼児教育のため、時代や行政の変化に伴い、必要性がなければ教育活動ではない他の宣教活動に移行する可能性
- ・キリスト教的教育の特色をもつ修道会としてのカラーを自由に打ち出すためにも「宗教法人」であることを当園の方針としています
- ・財産放棄への不安。閉園した時の寄付により、境内地が残らないことへの不安
- ・土地・建物が教会礼拝堂と床続きのため基準（木造建築）を満たすことができない
- ・規模が最小のため。財政面など多くの困難な問題がある
- ・キリスト教教会としての使命をもつので
- ・幼児教育の設置主体は、多様であることが望ましい
- ・建園精神を尊重し、経営より理念で気軽に運営したい

)

)

学校法人化に関するアンケート（個人立）

学法法人化できないまたはしたくない理由についてお答えください。該当する項目については該当欄に○印をつけてください。（複数回答可）

該当数 (%)	理由の内容 回答数 124園 / 195 63.6%
19 15.3%	後継者の不在 身内または周辺に、幼稚園の経営を引き継ぐ後継者がいない。
7 5.6%	相続関係 学法化に伴う寄付行為の問題で複数の相続人の財産分与の調整がつかず、相続人からの強い反対がある。
18 14.5%	所有財産の権利関係 園地が借地のため所有者からの同意が得られない。または、抵当権などにより権利が制限されている。
48 38.7%	財産放棄への不安 園地などの財産を寄付することにより、家族の将来の生計上の不安がある。
54 43.5%	教育理念の継承 法人化後は理事交代などの可能性があり、創立の教育理念の継続・維持の保証がない。
67 54.0%	保育制度の継続 保育制度・教育制度の改変などにより、現行幼稚園制度の継続についての将来的な不安がある。（例えば、認定こども園・幼児教育無償化・児童福祉法の改正等）
49 39.5%	補助制度の将来的不安 現行補助制度およびその水準の将来にわたる継続の保証がない。
67 54.0%	少子化の影響 少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が恒久的に確保できるか疑問に思う。
23 18.5%	設置基準への不適合 設置基準に満たない施設である。（園地・園舎・運動場）
30 24.2%	その他 （以下にその内容をお書きください。）

1 学法化に向かっている	3 2.48
2 園をやめる	0 0
3 相続人の意見の不一致	3 2.48
4 制度改革への不安	4 3.31
5 設置基準にたりていない	10 8.26
6 その他	8 6.61
7 事務処理が大変	2 1.65

個人立 その他欄の意見

- 1 ⑨園地、法人化希望(借地のため難航)
- 1 現在志向園
- 1 志向しているが、敷地が都市計画道路に当たるので認可できないと言われた
- 3 兄弟3人で相続しているので次が心配
- 3 創立者の遺志
- 3 ①家族の確認できたら
 少子化の現在、学法化による諸出費に対する補填への不安、借入金の返済の見通しへの不安
 建物に検査済み証がない、就学年齢の引き下げが不安材料
- 4 都立高校改革や学校選択制による小・中学校の統廃合が行われている現状を見ると、
 将来園の独自性が尊重されていくのか、不安に思うことがある。
- 4 国の教育保育制度に対する不信。補助制度のあり方も疑問
- 5 園舎の上がマンションのため無理
- 5 ⑨運動場交渉中
- 5 運動場不足
- 5 ⑨園舎、法人化志向だが都に相手にされず
- 5 定員変更が難しい
- 5 一部借地がある。先が見通せない不安がある。
- 5 設置基準が定員数であわなかった。
- 5 名義書換料が高額、「20年以上」の借地期間が得られない
- 5 教室が基準に満たない。市道との境界がはっきりしていない。
- 5 園庭の中央が都の道路予定地になっており将来の予定が立てられない。
- 6 道路拡幅計画により地域環境変化
- 6 補助金は保護者への直接助成とし、幼稚園の経営形態は自由とする。
- 6 多額の私財を投入しているため、寄付行為に不安
- 6 規模が小さく職員を上回る理事に疑問
 返済金がまだ多額に残っているから
- 6 設置基準があるのだからこれに適合していればいつでも学法化できるようにすればよい
- 6 少子化が深刻になったとき、廃園できる選択肢を残しておきたい
- 6 設置者の高齢化、園舎の修理が出始めている。園の経営も複雑化してきている。
- 7 書類の整備、事務処理に追われて、保育が手薄になることへの不安
- 7 経営に対する制限、自由度の減少、事務量の増加

学校法人化に関するアンケート（宗教法入立）

学法法人化できないまたはしたくない理由についてお答えください。該当する項目については該当欄に○印をつけてください。（複数回答可）

該当数 (%)	理由の内容
回答数 90 48.9 %	
7 7.8%	後継者の不在 身内または周辺に、幼稚園の経営を引き継ぐ後継者がいない。
—	相続関係 学法化に伴う寄付行為の問題で複数の相続人の財産分与の調整がつかず、相続人からの強い反対がある。
6 6.7%	所有財産の権利関係 園地が借地のため所有者からの同意が得られない。または、抵当権などにより権利が制限されている。
4 4.4	財産放棄への不安 園地などの財産を寄付することにより、家族の将来の生計上の不安がある。
42 46.7 %	教育理念の継承 法人化後は理事交代などの可能性があり、創立の教育理念の継続・維持の保証がない。
33 36.7%	保育制度の継続 保育制度・教育制度の改変などにより、現行幼稚園制度の継続についての将来的な不安がある。（例えば、認定こども園・幼児教育無償化・児童福祉法の改正等）
22 24.4%	補助制度の将来的不安 現行補助制度およびその水準の将来にわたる継続の保証がない。
44 48.9%	少子化の影響 少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が恒久的に確保できるか疑問に思う。
18 20.0%	設置基準への不適合 設置基準に満たない施設である。（園地・園舎・運動場）
30 33.3%	その他（以下にその内容をお書きください。）

1 学法化に向かっている	3	3.33
2 園をやめる	1	1.11
3 相続人の意見の不一致	4	4.44
4 制度改革への不安	1	1.11
5 設置基準にたりていない	1	1.11
6 その他	6	6.67
9 教義とあわない	16	17.8

宗法立 その他欄の意見

- 1 学法化したい、園舎・園庭の拡張と課題が多い
- 1 19年より学法化
- 1 学法化に向けて歩み始めた
- 2 昨年より募集停止
- 3 次代の住職が園経営者としてふさわしくない場合
- 3 代表役員の意向では決まらない
- 3 総代の考え方と合わない
- 3 現法人役員の同意が難しい。
- 4 相続関係・財産放棄後に、法改正等があるかも知れない不安
- 5 ⑨運動場
- 6 他園が通園バスで当園近くの子どもを集めていて迷惑。
- 6 提出書類が多く大変と聞いている
- 6 宗法と学法で煩雑
- 6 必要性がない
- 6 経済的理由がある
- 6 行政からの関与が強くなることへの懸念
- 9 社会福祉法人として病院、研究所等グループ内にあるため
- 9 協会の事業として協会員が認識している。
- 9 キリスト教会の附属園としてのあり方を大事にしたい
- 9 宗教的教育を中心とした幼稚園である
- 9 園が境内地の中にある。
- 9 キリスト教保育を第一としている(教育理念の継承維持のため)
- 9 修道会の不動産や資産の移動は消極的
- 9 日本福音ルーテル教会本部の規則
- 9 キリスト教会設置者のため。
- 9 宗教法人の教育活動の一環としての幼稚園だから
- 9 キリスト教信仰に基づく保育のため設置者は教会が重要
- 9 教会財産を幼稚園のものとして私物化することはできない
- 9 教会が同じ敷地で難しい。設置者で少しずつ学法化している
- 9 教会の幼稚園として設置され、幼児教育の大切なことは制度ではなく精神と思っている。
- 9 宗法としての教育事業で学法化には賛否あり
- 9 お寺の事業(教化)としての幼稚園の観点から趣旨にそぐわない。